

—選挙規定—

第1条 この規約は、喜沢中学校生徒会会則第31条に基づいて定めたものである。

第2条 役員の定数

役員の定数は次のように定める。

会長（1名）、副会長（2名）、書記（2名、1名は1年生）、会計（2名、1名は1年生）、会計監査（2名）とする。

第3条 選挙期日 10月中に行う。

第4条 投票

1. 選挙は投票により行う。
2. 投票管理者は選挙管理実行委員とし各学級の投票の管理をする。
3. 会員は自分が入れた候補者を人に言う義務はない。
4. 選挙管理実行委員会は投票日を10日前に告示する。
5. 投票は出席者のみで行い、欠席者は無効とする。ただし、申し出があれば不在投票を認めることもある。

第5条 開票

1. 選挙管理実行委員長は開票場所を告示しなければならない。
2. 開票日は投票日と同日または翌日とする。
3. 次のような場所は、すべて無効投票とする。
 - (1) 投票用紙にマルが書かれていないもの
 - (2) 誰にマルがつけてあるかわからないもの
 - (3) マルの数が定数をこえている場合
4. 立候補者数が定数と同じ場合及び定数に満たない場合は信任投票とし過半数をこえた場合当選とする。不信任となった場合は、補欠選挙を行う。

第6条 立候補の届出

役員の立候補の届出は立候補の切り日までに選挙管理実行委員会までに届けなければならない。

第7条 当選者

1. 選挙管理実行委員会は選挙の結果を会員に公表する。
2. 当選者は11月1日よりその任につかなければならない。

第8条 選挙運動

1. 選挙運動の期間は立候補の届け出から投票日までとする。
2. ポスターは選挙管理実行委員会の所定の紙を用い、それぞれ5枚とする。
3. 立会演説会の日は投票日と同じ日とする。

4. 選挙管理実行委員会は立候補者の名前その他を書いた選挙公報を作成し、会員に配布しなければならない。